

信濃町 不妊・不育症治療費助成事業のご案内

信濃町では不妊治療又は不育P治療を受けているご夫婦（事実婚関係含む）の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。

助成の対象となる方

次の①から⑤の全ての条件に該当する方が対象です。

- ①国内の医療機関で不妊治療を受けた婚姻をしている夫婦（事実婚関係の夫婦も含みます。）
- ②夫婦の双方または一方が、申請日時点で信濃町に住民票があること
- ③公的医療保険（健康保険）に加入していること
- ④町税等を滞納していないこと
- ⑤他の地方公共団体等からこの要綱に基づく助成と同様の助成を受けていないこと



助成の対象となる治療等

令和6年4月1日以降に開始した不妊・不育症治療で、次の治療等が対象となります。医師の判断等に基づき、不妊・不育症治療を中止した場合等も助成の対象となります。

- ・タイミング法・人工授精・体外受精・顕微授精・男性不妊の手術・その他医師が必要と認めた治療
- ・保険診療と併用可能な先進医療（保険外診療）で、厚生労働省により承認を受けた医療機関で行った治療（県の助成事業も対象になるため、先に県への申請手続きをしてください）
- ・院外処方により薬局で調剤に要した上記の不妊・不育症治療に対する費用

※助成の対象外となる治療

- ・夫婦以外の第三者の精子・卵子等を用いた治療
- ・代理母や借り腹によるもの



助成金の額

不妊・不育症治療に要した医療費の自己負担額（※1）の2分の1以内の金額で、1年度あたり10万円を限度に助成します。

（※1）自己負担額とは、医療費の総額から次のものを控除した額になります。

- ・保険給付額（保険適用医療費総額の7割）
- ・入院食事療養費、差額ベッド代、文書料等直接治療に関係のない費用
- ・高額療養費又は付加給付等、加入している健康保険からの給付金（該当する方）
- ・長野県不妊治療（先進医療）費用助成金（該当する方）

助成回数

同一のご夫婦に対して通算5年間を限度に助成します。

- ・令和6年4月以降に開始した治療の申請から助成回数を通算します。
- ・助成事業受診等証明書（様式第2号）の医療機関証明欄に記載される医療機関等が証明した治療期間を1回とします。（医師の判断に基づき、治療を中止した場合等も助成の対象となります。）

